

(総務委員会)

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)(衆議院送付)

要旨

本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成二十年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成二十年度一般会計補正予算(第2号)による国税の減額補正に伴い、地方交付税の総額が二兆二千七百三十億九千五百万円減少することから、これを補てんするため、平成二十年度分の地方交付税の総額の特例として二兆二千七百三十億九千五百万円を加算する。

二、一の加算額のうち、一兆二千四百十億四千七百五十万円に相当する額について、平成二十三年度から平成二十七年度までの各年度における地方交付税の総額から二千四百八十二億九百五十万円をそれぞれ減額する。

三、この法律は、公布の日から施行する。